1 概要

- ●(内政)3日、チリ中・南部での森林火災が急拡大、南部3州に緊急事態宣言を発出。
- ●(内政)6日、5月の憲法審議会議員選挙に向け、各政党が候補者名簿を選管に提出。
- ●(外交)10日、日本政府がチリ森林大火災被害への緊急援助物資供与を決定。
- ●(外交)21日、国籍を剥奪されたニカラグア人への法的措置検討を発表。
- ●(外交)24日、ウクライナ侵攻から1年。ロシアの侵略行為への非難表明。
- ●(内政)27日、非正規移民対策として、チリ北部国境地帯への軍の配置開始。

2 内政

(1)感染症情報

ア 新型コロナウイルス

直近の状況としては、3月5日に新たに確認されたチリ国内の感染者は2,471名、 死者数は8名。直近7日間の一日あたり平均感染者は、直前の7日間平均より22%増加し、直近14日間の週平均でも47.5%増加している。

なお、夏季休暇が終わり、3月から学校が再開するなど人流が増加すると、感染が再拡大する虞もあるため、チリ保健省では、特に重症化リスクの高い高齢者等を対象とした、2価ワクチンの接種キャンペーンを展開している。

イ サル痘(Mpox)

3月2日、チリ保健省は、同日までにチリ国内で確認されたサル痘(Mpox)の感染者が、累計で1,457名となった旨を発表した(←前回報告:1,442名)。感染者のうち、159名が入院治療中。昨年11月27日に2人目の死者が確認されて以降、新たな死者は報告されていない。

なお、チリ保健省は、無料のワクチン接種を進めており、27日からは、接種対象者が、「HIV感染者(年齢や症状の程度に拘わらない)」「性的感染症患者(1年以内の罹患者を含む)」「男性と性的接触も持つ男性(年齢や性的嗜好に拘わらない)」にも拡げられた。

(2)新たな制憲プロセス

ア 2月7日付当地各紙は、5月7日に実施予定の憲法審議会議員選挙における 各政党からの候補者名簿の提出が終了した旨報じている。これによれば、2月6 日23時59分、各政党によるチリ選挙管理委員会(SERVEL)に対する候補者名 簿の提出期間が終了した。各政党は、候補者名簿の提出の前に、SERVELに対し、 今次選挙において構成する会派を表明した。

- (ア) 社会党(PS)及び自由党(PL)(当館注:チリ上下院においては、民主主義のための党(PPD)及び急進党(PR)等とともに連立与党中道左派会派「民主的社会主義(SD)」を構成)は、与党左派会派「尊厳承認(AD)」とともに、「チリのための団結(Unidad para Chile)」という名称の会派で参加する。
- (イ) それ以外の連立与党中道左派政党である民主主義のための党(PPD)及び急進党(PR)は、キリスト教民主党(DC)とともに、「チリのために全て(Todo por Chile)」という名称の会派で参加する。(これにより、政府与党及び連立与党は、2つのリストで分裂した形で、今次選挙に参加することとなった。)
- (ウ) 野党側は、野党会派「Chile Vamos (当館注:独立民主同盟党(UDI)、国民革新党(RN)、政治発展党(EVOP) にて構成)」が、「安全なチリ(Chile Seguro)」という名称の会派で参加する。また、みんなの党(PDG)は「みんなとの合意(Pacto con la Gente)」という名称で、共和党(PREP)は共和党として参加する。
- イ この結果、5月7日の憲法審議会議員選挙においては、合計5つの候補者名 簿(当館注:与党2つ、野党3つ)が存在することとなった。また、50名の憲 法審議会議員の選出に対し300名以上の候補者が存在すると見込まれている。

(3)ボリッチ政権に関する世論調査

ア「Cadem」(2月第4週)

(ア)ボリッチ大統領の評価(括弧内は1月第4週の結果、以下同様)

評価する: 32%(28%)

評価しない: 61%(66%)

どちらでもない: 4%(4%) わからない、無回答:3%(2%)

(イ)憲法改正

チリには新たな憲法が必要であるということに同意するか。

同意する: 62%(67%) 同意しない: 35%(32%)

(ウ)チリ中・南部における森林大火災

a 今回の森林大火災への政府の対応ぶりに同意するか。

同意する: 44% 同意しない:51%

b 今回の森林大火災の主要な責任主体は誰だと思うか(複数回答)。

テロリスト集団: 55%

意図的な放火者: 54%

林業企業: 53%

不注意による失火者: 25%

(4) 森林大火災

ア 1月末にチリ中・南部州(主にマウレ州、ニュブレ州、ビオビオ州及びアラウカニア州)で発生した森林火災は、2月に入ると、連日40度を超える熱波の影響もあって、被害が急速に拡大し、チリ災害史上でも最悪規模の森林火災となった。イ チリ国家森林公団(CONAF)、チリ国軍、林業企業及び各国から支援のために派遣された消火部隊などによる精力的な消火活動にもかかわらず、本報告時点(3月6日)でも鎮火には至っておらず、255カ所で火災が確認されている(このうち、182カ所はコントロール下にあり、25カ所が消火活動中)。

ウ 被害状況について、最新の国家防災対策庁(SENAPRED)発表によれば、山梨県の面積に匹敵する約43.8万ヘクタールが消失し、死者26名、負傷者7,700名、また、倒壊家屋2.450棟となっている。

エ チリ政府の対応として、ボリッチ大統領は、2日から休暇に入っていたが、翌3日には休暇を返上して被災地を訪れ、同日にビオビオ州及びニュブレ州に、また4日にはアラウカニア州に対して大災害による緊急事態宣言を発令した。また、一部地域には、10日深夜から夜間外出禁止令も発動された。

(5) 北部治安情勢

チリ北部における非正規移民の流入問題への対策として、本年1月26日にチリ議会で承認された「重大又は急迫の危機時において重要インフラ警護への軍の協力を可能にする法(Ley 21.542)」及び同法に基づく大統領令(2月9日公布、同20日付官報掲載)に基づき、2月25日から北部3州の国境地帯への軍の動員が始まり、27日から現地での警護活動が開始された。

(6)南部治安情勢

ア 1月末から発生した森林大火災に見舞われる中でも、チリ南部における先住 民過激派組織による暴力活動は、日常的に発生している。なお、今回の火災の原 因について、先住民過激派組織の関与も取り沙汰されているが、主要組織「アラ ウコ県及びマジェコ県共同体連合」(CAM) はこれを否定している。

イ 24日、チリ上院は、非常事態宣言の延長を承認し、同宣言の3月12日までの期限延長が決定された。対象範囲は、これまで同様、アラウカニア州全体、 そしてビオビオ州のアラウコ県およびビオビオ県である。

3 外交

(1)日本による森林大火災への緊急援助

ア 10日、日本政府は、チリにおける森林火災被害に対し、チリ政府からの要

請を受けて、国際協力機構(JICA)を通じて、緊急援助物資(消火活動用防護 具、消火用資機材一式等)を供与することを決定した。

イ 17日、上記決定を受け、本使は、緊急援助物資引き渡しのため、チリ外務省大臣室において、ウレホラ外相と会合を行った。同会合には、同省幹部の他、ヌニェス国家防災対策庁(SENAPRED)戦略的運営・開発担当副長官代行及びロボス国家森林公社(CONAF)森林火災保護局長、また小澤JICAチリ支所長が同席した。ウ ウレホラ外相は、同会合において、また、同日付チリ外務省プレスリリースを通じて、日本の支援に謝意を表明するとともに、日本による2017年に発生した森林火災とのたたかいにおけるチリとの協力も強調した。

(2) 森林大火災への各国からの支援

ア チリ中・南部地域における森林大火災の消火活動の支援のため、2月5日以降、アルゼンチン、コロンビア、エクアドル、スペイン、イタリア、メキシコ、ポルトガル、ベネズエラ、ブラジル及びフランスの計10カ国から800名超の消火要員が現地に派遣され活動を行った。このほか、米国は、約100万ドル相当の緊急援助物資を供与し、中国は、赤十字を通じて10万米ドルを寄付した。イ 24日、チリ外務省の主催により、森林大火災対応への支援を実施した各国及び国際機関の代表者らが招かれ、感謝式典が開催された。ウレホラ外相は、「チリは、国際社会から心を揺さぶる支援を受け取った」と述べて、各国からの支援に謝意を表明した。

(3) ニカラグア情勢

21日、チリ政府は、同日付チリ外務省コミュニケを通じて、政治的反対派として認識され、ニカラグア国籍を剥奪されたニカラグア人に対する必要な法的措置として、チリでの居住やチリ国籍の取得が可能となるような、国際的に適切な保護を与えるために必要な法的措置を検討すると発表した。

(4) ウクライナ情勢

24日、チリ外務省は、ロシアによるウクライナ侵略の開始から一年が経過した機会に、「チリ政府は、侵略国に対する非難を再度主張するとともに、ロシアがウクライナの独立、主権、領土保全並びに国際法及びジュネーブ諸条約を尊重するよう要請する」とのコミュニケを発出した。

(5) ウレホラ外相のスイス訪問

27日~3月1日、ウレホラ外相は、第52回国連人権理事会への出席のためスイス・ジュネーブを訪問した。ウレホラ外相は、人権理事会のマージンで、ド

イツ、フィンランド及び国際機関との各種会合を重ねたほか、同地在住のチリ人女性との交流会も実施した。

(了)